



# ～とともに～ 皆心一つに



## コロナ問題と子どもの権利

### —子どもは待てない—

喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

今回のコロナ問題では、外出自粛や三密規制など市民社会全体に対して「我慢」が要請してきた。おとなは我慢することができる。しかし、子どもたちにもおとな同様に我慢を強いられるだけでよいのだろうか。今日未曾有の人類的危機に直面しつつ、これを子どもの権利の視点から捉えなおしていく必要があるのではないか。

生命、健康の権利保障という視点で子どもに「我慢」を求めるのであるならば、なぜ我慢しなければいけないのか、おとな同様に子どもにも知る権利、情報アクセスが必要である。セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンが3月に、子どもアンケートを実施したが、多くの子どもたちが休校や遊び場の閉鎖等から不安感を抱えている。だからこそデンマークなどヨーロッパ諸国の首脳は「子どものための記者会見」を行ってきた。日本では、子どもの知る権利に十分応えてきただろうか。

成長していく存在である子どもにとっては、「我慢」を強いられるだけでは済まない問題もある。国連子どもの権利委員会は今年4月8日に、「新型コロナ感染症(COVID-19)に関する声明」を公表した。

「2. 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること。・・・野外活動（少なくとも1日1回）、ならびに、テレビ、ラジオおよびオンラインにおける子どもにやさしい文化的・芸術的活動が含まれるべきである。」とある。

子どもは待てない。

遊ぶ権利のための「オルタナティブかつ創造的な解決策」とは何か。子どもとともに考えあっていきたい。



# 特集 1

## 大田原高校那須雪崩事故 調停申立て

報告者 弁護士 原田敬三

一昨年3月10日の全国学校事件事故被害者弁護団の那須合宿で、遺族の皆さんと初めてお会いしてから、2年が経過した。弁護団は昨年と今年も慰靈式に参加した。2017年（平成29年）3月27日に発生した那須雪崩事故から3年目となる3月26日に慰靈式に参加し、同日調停申立てをした。この区切りの時に事件の取り組みについて中間報告をしたい。



### 昨年の慰靈式

参加者はみな亡くなった生徒らの親兄弟です。

2019年の事故からすでに一年が過ぎようとしていたのに、まるで昨日事故に遭ったかのように、悲しみと怒りにつつまれておりました。弁護士に何を頼むかもはっきり整理されていない状態でした。

すでに県教育委員会側から、金銭補償が公的に表明されている中で、弁護士がどのようなお手伝いが出来るか、弁護団としての役割をどこで果たすべきか。手探り状態でしたが、その後遺族の毎月の会議の中で、次第に課題が明らかになってきました。

何よりも「再発防止」が共通の願いです。今後も高校生の冬山登山が惰性的に続けられるとすれば、それは、今回の雪山遭難被災が教訓とされることなく、いたずらに風化することは遺族らにとってはたまらない悲しみです。遺族らは、二度と子どもに登山遭難事故を起こさせない、二度と雪崩遭難被害を起こさせない、その為の基本的な常識を高校登山部顧問が等しく身に付けるまでは、冬山登山は再開されてはならないという強い決意に結ばれています。

2019年3月22日、一周忌の直前になり、県は「年度内の冬山登山を行わない」、3月末までの登山は行わないとする通達を出しました。

前年の10月15日に県の検証委員会報告が出され、この年2月3日に県高体連・高体連登山専門部連名の報告と検証が出されたのち直ぐに出された通達でした。県当局の立場から、これで検証と対応が完成したかのような流れです。

登山審議会での届け出では不十分

その結果、遺族全体に対する補償の提案が十分議論されないままに、今日、栃木県教育委員会・県高体連では登山審査会の制度設計の元に冬山登山の再開をさぐる動きが始まっています。

登山審査会は届け出書面のチェック機関制度にすぎない。遺族も弁護団も、この届出体制では雪崩遭難を皆無にすることは不可能と考えており、繰り返された過去の雪崩遭難被害を振りかえり、じっくりと学習する、その中で再発防止の具体策を考え示してほしいと願い続けている。

### 教育行政会議（新組織）の発足

この問題を県教育委員会任せに出来ないと考えて、遺族と弁護団は、平成26年（2014年）7月17日の法律で制度化された、県と教育委員会合同の会議、「総合教育会議の設置」を県に申し入れ、昨年「高校生の登山のあり方等に関する検討委員会」（委員長望月浩一郎弁護士）として実現しました。2020年2月17日に第2回会議が開催されています。

この「新組織」の目的は、遺族が真剣に検討を求める課題を、行政教育委員会が遺族とともに議論し、具体性を備えた再発防止策定を作成することです。

### 何故調停申立てか

事故直後から県教育委員会は事故の責任を認め、補償の意向をマスコミを通じて表明していました。遺族は教育委員会とは断続的に協議を行っており、対立構造になっていません。訴訟手続きは責任と賠償を否定する場合に行う手段ですから、本件にはなじみません。

申立ては、遺族は教師遺族と生徒遺族が一体として行いました。代理人も共同代理です。当初から教師遺族と生徒遺族は密な関係を持ち、結成された弁護団（5名）が月1回の遺族会議に合流参加した流れからも両者を分ける意味はなく、仮に分けても単に力を削ぐ結果になりかねません。





この点は、当初の全国学校事件事故弁護団の会議では、生徒被害の損害発生に引率教師の関与責任が観念される、その場合には引率教師と被害生徒とは利益相反になるとの懸念から、分けた弁護団構成にすべきとの意見も出されました。しかし、今回は訴訟構造をとっていませんし、また調停準備の調査段階で、懸念するまでもない経過事実が判明しましたので、なおのこと調停のほうが良いとなりました。

どういうことかといえば、以前は引率教師向けの講習と生徒向けの講習と二本立ての実技講習がされていたこと、それが登山部の部員減少と衰退により、いつの間にか前者が廃されて生徒講習に吸収されてしまった歴史があったのです。実は、引率教師も登山の専門家ではなく、講習を受ける立場なのです。

#### 引率教師の過失とは何なのか

この点に関連して新たな問題も浮かび上りました。調停申立前で、教育委員会はこの経過と歴史を知らないかのように、教師の補償金額を過失相殺した通知を寄越しています。何が教師の過失か、過失内容についての釈明を求めてまともな回答はありませんでした。

検証委員会の報告でもこの歴史には触れていません。これもまた重要な調停申立の動機でした。

#### 登山専門部で検討してほしいこと

2017年（平成29年）3月27日の本件についての総合的報告書では、「本報告書に記載された事故防止に向けた種々の提言内容について、栃木県内にとどまらず全国の関係者の方々の間で忌憚のない議論が行われ、登山部の顧問の資質の向上、ひいては高校生等の若人たちが山に向かおうとする心意気と情熱を燃やして続ける一助になることをから願う次第である。」（アダーラインは引用者）と締めくくられている。

#### いまだなされていない具体的検証

しかし、お膝元の県内の「栃木県高体連と登山連盟の報告と検証」は、いまだに報告書を受け止めた独自検証を行っていません。検証文章が出されたものの、その内容は、検証委員会の報告書の文書をなぞっただけで、登山専門部としてのより具体的な検証と方針を出していると言える代物ではない。例を挙げる。

- ア「講師間の協働意識とチームワークの欠如（p51）をどう克服するか」
- イ「講師陣が手薄な現状で本部要員を複数用意することが現実に可能か」

ウ「廃止されている引率教師向けの実地講習をどのように実現するか」

エ「1班の登山の順番が、講師が先頭でなく最後尾であったのは高度な注意義務レベルの問題ではなく、初步的なルール無視に過ぎなかったのではないか」

オ「気象情報の把握も同様の初步的ルールの問題ではなかったか」

カ「これらの初步的なルールがどうして守られなかったのか」

キ「報告書は気象情報の把握を個人レベルで捉えているが、そうではなく、組織的課題として捉えなおさなければならないのではないか」

ク「今回の雪崩事故現場が危険個所として理解・説明をされていなかったことを単に知らなかつた箇所として記載するにとどまっているがそういう問題か。」

等々、登山専門部内として検討討議すべき問題が山積みしている。

調停では、これらの課題を登山専門部部員4名に専門部としてより踏み込んだ議論を尽くしてもらうために、申立書では、山専門部の主要メンバーそれぞれを調停の相手方当事者にしました。

それが、委員長であり当日の本部要員の渡辺氏、副委員長で1班講師の菅又氏、訓練場所の変更を決定した3人のうちの一人である猪瀬氏、さらに登山専門部部長の大田原高校の植木校長の4名です。

#### 調停申立ての中で県通達の存在と違反を指摘

調停が話し合いの場であるとしても、県と教育委員会の責任は明確にした上で話し合いでなければいけない。相手方のそれぞれの責任を明確にした話し合いでなければ調停は進まない。

これを調査した教師遺族が、国と県の通達の存在を発見した。大元はスポーツ庁が発した通知（平成28年11月28日付け）で本件遭難事故の僅か4ヶ月前の通達である。通知（通達）には「高校生及び高等専門学校生（1年生から3年生まで）以下については、原則として冬山登山は行わないようご指導願います。」、「冬山登山要注意期間は11月から5月までとする」と禁止場面が具体的に書かれている。

もっと古く県から発せられていた通達もあった。昭和41年11月22日付け（第775通達）で、冬山登山の実施については、

- a「冬季積雪期における登山については極力避けること」とし実施するとしても、
- b「かなりの基礎訓練を積んだ者を対象に」
- c「安全確保のできる場所で」
- d「基礎的技術訓練にとどめるよう」

e 「慎重な態度でのぞむものとする。」  
と定めている。この県通達では、  
f 「冬山はいつでも雪崩のおこる危険性がある  
ので降雪中とその翌日は行動を中止するよ  
うにする」  
と具体的に禁止場面を指定している（7項）。

検証委員会報告が何故、スポーツ庁の通達の存在と県通達の存在に触れなかったのか。  
あるいは県教育員会がその存在を委員会に示さなかったのか。

不思議としか言いようがない。

法令通達の無視、言い換えれば「反遵法精神がなぜ生じたのか」。どのように反遵法精神が醸成され、登山専門部内に定着していったのか。

それ自身が検証の対象になるべきで、上記のアーヴの各論の検証の前に登山専門部内で検証されなければならないだろう。総合教育会議の場で大田原高校の校長が「学校も被害者だ」と口走ったという。これには遺族はいずれも憤慨した。

この程度の登山部部長の認識では、「反遵法精神の定着」問題の検証がなされなければ、いくら再発防止策が作成されても作文にとどまり現場の指針とならないことを痛感せざるをえない。この認識の抜きにして事故再発防止は期待できない。

私達は、調停手続きの中でこの点が明らかになることを強く望んんでいる。

事実は解明されていない

最後に、遺族の立場でどうしても指摘しなければならないことがある。

200ページに及ぶ検証委員会報告書に、死亡被災者に対する記述が極端に少ないと気づく。

この部分の起案を消防当局が担当した為か、救援活動については、自衛隊員が150名出動したとか詳細であるが、絶命した被災者についての記述はほとんどないに等しい。

被災生徒達と教師はどのような状態で心肺停止状態になったのか。発見時の状況はどうであったにか。遺族が一番知りたい情報が欠けているのである。

この点について弁護団は現在調停事件に向けて、消防当局の資料を取り寄せ中である。これも調停の際に反映させたい。

結び

ある月の会議の後、塩原温泉に一泊した。その旅館は家族経営で子どもが大田原高校に通っているので、この雪崩事故のことをよく知っていた。

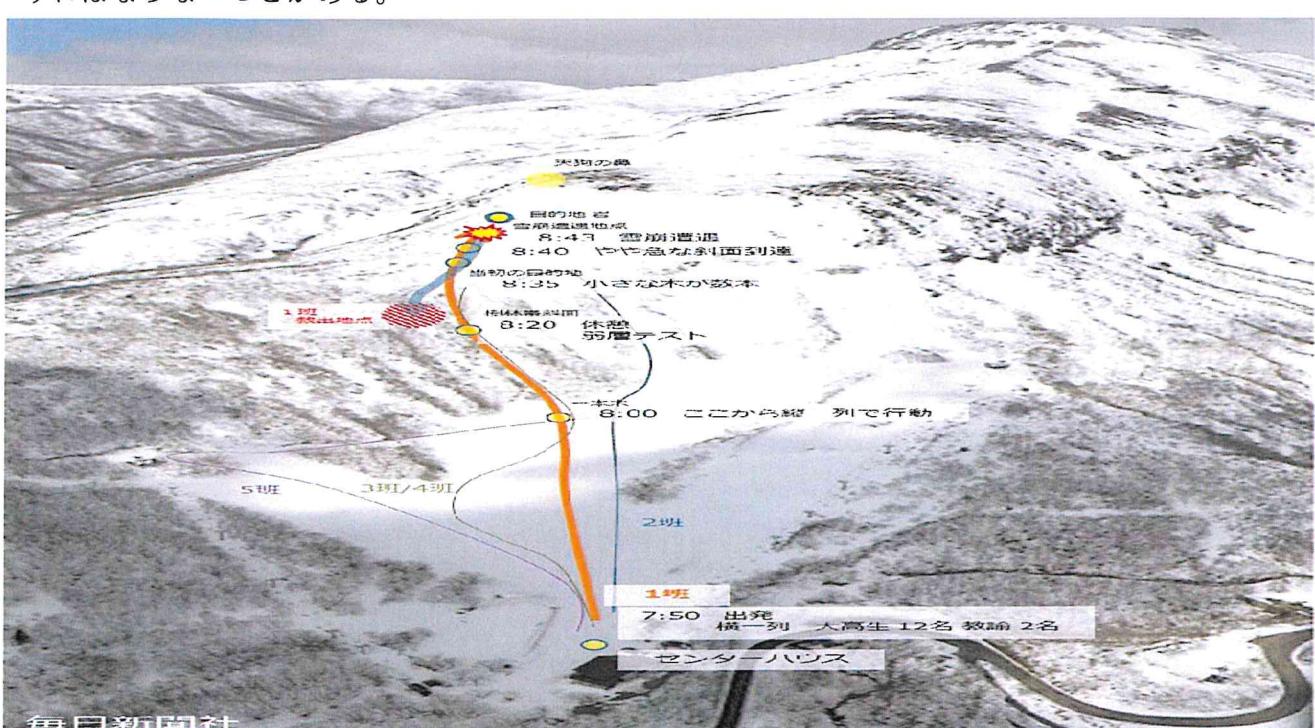
私と妻女が事故関係の弁護士だと話したところ、女将は「天災の雪崩に巻き込まれて氣の毒に・・・」と悲しそうに気持ちを語ってくれた。

思わず、「いや天才ではなく人災なんですね。」と口に出しかかった。

そう、人災なのだ。それもわずかな注意心を、誰かひとりでも真剣に持っていてくれたならば、大惨事は生じなかつた人災だったのだ。

そのことをあらゆる機会に声を大にして分かりやすく訴えることこそ、それが弁護団の使命と役割なのだと想い知らされた。

以上



毎日新聞社

事故が起きた「那須温泉ファミリースキー場」=栃木県那須町で2017年4月2日前10時半、毎日新聞社ヘリから



出典写真は那須雪崩事故遺族・被害者の会ホームページから

<https://nasu0327.com>

## 事故の概要[編集]

2017年3月25日から二泊三日の日程で、栃木県内の山岳部のある7つの高校の生徒、教員らが合同で、栃木県高等学校体育連盟が主催し登山専門部が主管する「春山登山安全講習会」に参加していた。講習会3日目の3月27日午前8時頃、雪中歩行のラッセル訓練を開始。約30分後に雪崩が発生し、雪崩の直撃を受けた48名(生徒40名、教員8名)のうち、[栃木県立大田原高等学校](#)の生徒および引率教員計8名が死亡した。

## 春山安全登山講習会[編集]

1950年12月30日、谷川岳を登山中の[栃木県立佐野高等学校](#)山岳部員11名が雪崩に巻き込まれ、生徒教員計5名が死亡した事故を踏まえ、登山知識と登山技術を向上させ、事故防止を目的に1958年5月に栃木県高体連と山岳連盟の共催で「第1回有雪期安全登山講習会」が始まりで、当初は不定期だったが、1964年3月より定期的に那須岳で開催されるようになった。

2017年は、初日に那須塩原市内で開講式と座学、2日目に実技講習として班別の雪上訓練をしスキー場隣接の小丸山園地でテント泊、3日目に茶臼岳登山し午後に解散予定だった。講習会全体の責任者は、登山専門部会の委員長が努め、スキー場近くの旅館に本部が置かれた。

## 班編成[編集]

本来計画の茶臼岳登山は参加校別に行動する予定だったが、計画変更により前日の実技講習の班構成のまま行うことになった。

### •3日目の班構成および内訳

1班 - 栃木県立大田原高等学校山岳部12名、引率教員1名（大田原高校山岳部副顧問、登山歴1年）、講師（真岡高校教諭）。

2班 - [栃木県立真岡高等学校](#)山岳部8名と[栃木県立宇都宮高等学校](#)生徒5名（2年生）、講師（真岡高校教諭）。

3班 - [栃木県立矢板東高等学校](#)生徒6名（2年生）と[栃木県立那須清峰高等学校](#)生徒5名、引率教員2名（那須清峰高校教員）、講師（矢板東高校教諭）。

4班 - [矢板中央高等学校](#)生徒5名と栃木県立宇都宮高等学校生徒8名（1年生）、引率教員1名（矢板中央高校）、講師（矢板中央高校教諭）。

5班 - [真岡女子高等学校](#)生徒4名と栃木県立矢板東高等学校生徒2名（1年生）、講師（真岡女子校教諭）。

本部 - 委員長

強豪校の大田原高校だけ一つの高校で班を作り、ほかは2校の山岳部を組み合わせて構成されていた。

2班のうち宇都宮高校の生徒は装備の一部をテント外に置いたまま眠った為使えなくなり、ラッセル訓練は不参加。

5班はラッセル経験のない女子生徒のみであったので、雪崩発生時はスキー場のゲレンデにいた。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

## 特集 2

# 那須雪崩事故 ～母が伝える思い～

世の中の人は、部活動中に雪崩に巻き込まれ命を落とした高校生7名と教師がいたことは知っているだろう。しかし、なぜ雪崩に巻き込まれたのか知らないだろう。

そして、事故を起こした教師たちが職場復帰していることも知らないだろう。教師たちは遺族に何も語ろうとしない。自分たちの過ちを見つめ、亡くなった生徒たちと同僚と、そして遺族と対峙しようとしている。

事故翌日に開かれた山岳部保護者の説明会で、登山専門部委員長であり大田原高校登山部顧問の猪瀬氏は正直に話そうしてくれた。少なくとも私にはそう感じられた。しかし、正直に話せば話すほど、私には疑問しかわいてこなかった。なぜ気象情報を確認しなかったのか。なぜ雪の中、初めて行く場所に足を踏み入れたのか。なぜ絶対安全だと思ったのか。たくさんなのなぜ？話を聞くうち、この事故は『教師たちの職務の怠慢により引き起こされたもので、起こるべくして起こったものだ。』と思った。やらなければいけないことを何一つきちんとやっていなかつたのだ。驚くことに過去の春山安全登山講習会で雪崩に遭っていたこともずっと隠していた。にもかかわらず、彼等は停職3ヶ月～5ヶ月という極めて軽い行政処分を受け（栃木県教育長からは、非常に重い処分である。と言われた。）その後、早々に復職している。教師はなぜこんなにも優遇されているのか。それは、大切な子どもたちの命を預かっているからではないのか。だったらなすこと、細心の注意を払い職務に徹しなければならないのではないか。義務は果たさずとも、何事もなかったかのように元の生活に戻れることが不思議である。



那須雪崩事故追悼式（2020年3月27日）  
第2回「那須雪崩事故 祈りと誓い」

しかも、彼等は今年の命日に、弔問にさえ来なかつた。出勤はできても、自分たちの職務の怠慢の結果、命を落とした息子たちに手を合わせることができないのである。私は悔しい。事故と向き合うこともせず、「先生、先生」と呼ばれ、したり顔で教壇に立ち続ける教師がいることが、それを許している社会であることが…。これらを変えなければ事故は間違いなくまた起こる。だって、教師たちに故意でなければ不作為であっても、“仕事は保障されますよ。” “遺族に対して説明責任はありませんよ。” “と公言しているようなものだから。しかし、ちょっと待って、法律に反していないければ何をしてもいいのか。罰せられるから悪いことだと認識するのか…？”

私は息子に「怒られるから悪いことをしてはいけない。」とは教えてこなかつた。「悪いからやってはいけない。」と言ってきた。社会的制裁を受けたからいいのか。ということでもないと思う。先生、本当に今のままでいいの……と。私はただ、彼等が事故と正面から向き合い、私たち遺族の気持ちを理解し、よく考え、行動で気持ちを示してほしいと、思っているだけなのかもしれない。

令和2年5月2日  
高瀬 晶子

# 安全ネット通信『コラム』

弁護士 細川 潔

2020年2月21日付の東京新聞に「(2018年度において)自殺した子は小学校ゼロ、中学校11人、高校12人だった」との記事が掲載されていました。都教委による調査とのことですので、「東京都」の話なのだと思います。

自死を原因とする死亡事故について、スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」で検索してみました。自死にかかる死亡事故について、平成30年度は多くても28件だと思われます(「発生状況」で、単に「学校の出来事による死亡」とされているのが18件、おそらく自死であろう書きぶりのケースが10件)。

先述したように、東京都で自死が23件あることからすると、全国になるともっと多くなるはずです。

しかし、スポーツ振興センターにおいて、全国で災害共済給付が認められたのは、28件に過ぎません。

平成30年度に亡くなったからといって平成30年度に災害共済給付がされるとは限りませんし、すべての自死が学校の管理下で起きたわけでもないかもしれません。しかし、それでも乖離が大きいように感じます。

児童生徒の自死事案については、あまり災害共済給付の請求自体がされていないものだと思います。

自死事案も学校の安全にかかわるものです。スポーツ振興センターに対して今後の再発防止を促すためにも、学校設置者は積極的に申請を行なうべきですし、保護者もできる限り申請を行なった方が良いと思います。

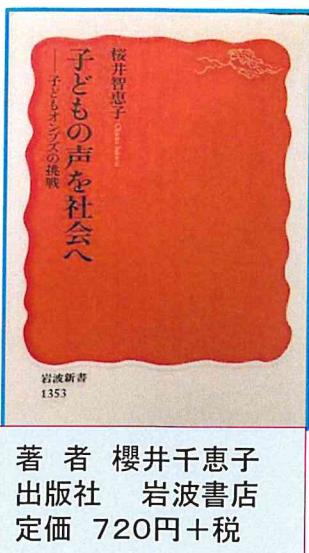
## 休校と家族関係の変化

ちよつと一言!

秋山 寿子

杞人へのこと すをれ にどいてるて世 な家性れるた  
憂がきはん覚私る構て今な家。い娘い話私事庭がた。小新  
で知大過サ悟はだ成いはり庭夫るさるでの態に高が5中型  
あ恵不去ーしころする経つ崩婦とんと心友と与い。現6の口  
るを況のト、て口ナ禍以前の日 基本の家庭、家族の問題が顕在化さ  
こ働くを乗り越えて行くか、國民は一私人來ん劇な  
ことを願つて 今はひたすら外出話を楽し観れ  
いる。友人と連れ立つての戻  
う。 これが、私は一私人來ん劇な  
のーるだやい

# 学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.3



## 「子どもの声を社会へー子ども オンブズの挑戦」



電子版書籍有ります

このような状況になると誰が想像していくだろうか。急速に世界に広がった新型肺炎の影響により、子ども達は突然の休校を言い渡され、屋外で友人と遊ぶことやレジャーを制限され、日常生活は一変した。

その中で、気になったことがある。果たして子ども達に、この事態について、わかりやすく説明されているのだろうか。子ども達の不安やつらさを受け止め、応答することが、大人にできているのだろうか。首相の記者会見ではそのような配慮はないようと思えるし、関係省庁のHPでも配慮はほとんどみられない。

そのような中、本書を手に取った。兵庫県川西市の子どもオンブズマンとしての先駆的な実践や、そこから見えてくる子ども達の姿、そして社会構造への洞察と提言を盛り込んだ本書は、オンブズマンの制度に関心がある方にはもちろん、日頃子どもと接している方にはぜひご一読をお勧めしたい、子どもや子どもを取り巻く課題との向き合い方に大変参考になる一冊である。

本書前半では、オンブズマンとしての実践から、「出会う子ども達のほとんど共通した願いは『気持ちを聞いてもらいたい』」と、まずは子どもの話、特に気持ちを聞くことの大切さが示される。そして、問題解決にあたっては、子どもを中心に「関係に働きかける」。力を失っている人にとって、当事者を叱咤激励するよりも、当事者とうまくいかなくなっている人々との「関係に働きかける」ことが効果的であるという。そして、関係が少し「マシ」になるだけで、事態は大きく変わりうる、という。

後半は、子ども達の声を社会へ提言する機能をオンブズマンが果たしていることに触れつつ、終章で、能力主義が教育の過剰をもたらしているとし、教育や働き方の過剰をゆるめ、能力を分かちもつことを提言している。本書は2012年の刊行であるが、外出自粛要請に伴い、日常生活が変容し社会の転換点にあるいまこそ、今後の社会をどう構築していくか、問われているように思う。

終章末尾の「『子どもの声』をきちんと聞かせてもらい、その声に応答する大人の側の思考回路を開くこと。私たちの社会は子どもたちが引き継いでくれる。だから大人は、子どもに失礼のないように、思考停止をしてはいけない。小さな声に耳を傾けるというチャンスを生かし、私たちは、いっしょに今を生き抜こう。」とのメッセージを、しっかりと受け止めたい。

弁護士 掛川 亜季

### ☆NPO法人学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。  
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する  
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。



**年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円**

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先

学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail [uta@yoko-no-heya.jp](mailto:uta@yoko-no-heya.jp)

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0071

東京都千代田区富士見

2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内